

# 事業計画書

## 1 運営ビジョン

### (1) 地域における地域ケアプラザの役割について

地域包括ケアシステムの推進や高齢者、子ども、障害者支援の視点を含めて地域ケアプラザの指定管理者として行うべき取組を具体的に記載してください。

間近に迫る超高齢化、少子化時代に向け、横浜における地域の福祉保健活動の拠点である地域ケアプラザの役割はさらに多様化していくことが考えられます。指定管理部門（地域包括支援センター、地域活動交流、生活支援体制整備事業）も介護保険部門（居宅介護支援、通所介護）も一丸となって、様々な課題を乗り越えていくために、長期的で時代に合った運営コンセプトを設置し、それを軸とした事業計画を部門ごとに位置づけ、専門職であるスタッフ一人ひとりが目標を持ち、専門職としての責任を果たすべく業務に取り組むことが大前提にあると考えます。

横浜型地域包括ケアシステムの構築に向け、横浜市地域福祉保健計画、高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画・認知症施策推進計画の基本的な考え方を軸に、地域ケアプラザではこれまで以上に社会全体また地域の変化や様々な対象者（クライアント：高齢者、障がい児者、児童・子育て、ボランティア Etc）の生活や活動に身近な存在として寄り添います。それに伴うニーズ（社会ニーズ、地域ニーズ、個別ニーズなど）を専門職としての視点や知識を持つ的確に捉え、ニーズの実現・改善に向けた具体的な取り組みに繋げていきます。

高齢分野に限らず、様々な対象者や地域関係者から日々寄せられる相談、また地域における様々な会議による議論の積み重ねから、個別・地域の現状を知り、そこに潜む様々な課題を専門職の視点で見つけ出し、課題解決に向けた対策を様々な社会資源（制度、専門機関、インフォーマルなど）を活用しながら、地域全体で取り組んでいける形こそが地域包括ケアの目指すべき姿だと考えます。特に今この時代だからこそその課題である「防災（大規模災害対策）」「社会的孤立（8050問題など）」「貧困」「児童・高齢者虐待」「老々介護」「認知症」などに積極的に向き合い、柔軟な対応と適切な判断による支援を提供することが求められていると思います。

これからの地域ケアプラザは時代の変化に対応すべく、根気よく『継続』性のある事業・支援（ケア）を展開するため、専門職としてのスキルを『進化』させ、斬新かつ『創造』的な事業や支援を持って、様々なニーズに対応出来るよう、これまで以上に地域や対象者へ積極的なアプローチを心がける必要があります。

地域ケアプラザが地域に対し、また地域からも『感謝』の気持ちを持って繋がる、『信頼』される施設となれるよう、これからも誠意ある地域ケアプラザの運営を推進することを基本姿勢とします。そのためには地域ケアプラザ内外問わず、様々な専門性を持った医療・介護・福祉従事者らとも協働し、相互理解のもと地域住民と『信頼』で繋がりを、共に『感謝』の気持ちを持ち続け、目標や目的を共有・達成できるステージを地域全体で『創造』できる、時代にマッチしたケアプラザの運営が『継続』出来ることを目指します。

(2) 担当地域の特色、課題及び将来像並びにそれに係る取組について

地域住民や関係者と連携・協働して地域の魅力と課題を把握し、地域ケアプラザとして課題解決に向けた活動を行っていくために関係団体等との連携方法を具体的に記載してください。

日吉地区は交通の便も良く、また有名私立大学・高校のキャンパスがあることから教育の町とも称され若者も大変多く、日吉駅を中心に活気に満ちた地域です。駅から少し足を延ばせば自然も多く残っており、特にこれから子育てをと考える若い世代には、市内でもとても人気のエリアでもあり、大規模な集合住宅や新築戸建ての住宅が日吉地区広域に立ち並び、首都圏への交通の利便性の良さなどから、人口、世帯数ともに若者・子育て世代を中心に年々増加傾向にあります。(日吉本町地域ケアプラザ担当圏域：人口 50,361 人、高齢化率 17.2% 令和 2 年 9 月現在)

一方で日吉地区は長年にわたり地域活性化のために、熱心に取り組んでこられた団体や個人の方が多数存在し、そういった団体、個人の方々は日吉という町に強いブランド意識を持っておられ、愛着を持って生活をされ、地域づくりに、また日吉を魅力ある町であることを広く伝えるために、様々な活動に励んでこられたという歴史があります。

今後はそういった方々と新たに日吉で生活を始めた方々などが融合し、今以上に魅力的で住みよい地域「子どもから高齢者まで安心して暮らせる町・日吉」を実現させるため、福祉保健活動の拠点として地域ケアプラザが担うべき使命は、今以上に大きくなることが予想されます。

地域の中に「繋がり」を持たせること、新旧住民が手を取り合い、日吉の町があらゆる世代にとっても住みよい町となるべく、地域ケアプラザはそれぞれが抱える課題を把握、またその課題を解決していくために、自治会町内会、地区社会福祉協議会、委嘱団体（民生委員、保健活動推進員、老人クラブなど）、学校関係者、子育てネットワーク、障がい児・者ネットワーク関係者など地域に根付いた活動団体と情報を共有する場（各定例会、ケア委員会など）に出向きます。また時にはケアプラザが主催となって地域の意見を集約、課題解決に向けた取り組みへの協力を呼び掛ける場（地域ケア会議、運営協議会など）を開催し、積極的な地域ネットワーク作り（連携強化）を推進します。

(3) 担当地区における関係団体等との連携について

地域、行政、区社会福祉協議会、関係機関及びその他様々な団体に加えて他の地域ケアプラザとの連携について、具体的に記載してください。

上記に記した関係団体と連携し、有益なネットワークを構築、また地域福祉の向上に努めていくには、行政（区役所）、区社会福祉協議会との連携と協働は欠かせません。特に毎月開催される「定例ケアカンファレンス」では、3者が持っている情報を共有するだけでなく、それぞれが行う事業を相互理解し、協力する体制を構築する場として、運営を継続していきます。

また同じ日吉地区にある下田地域ケアプラザとの相互理解、協力体制は地域ニーズだけでなく個別ニーズに対しても、共に取り組んでいくことが重要であると考えます。日吉本町地域ケアプラザが開所した 2007 年から両ケアプラザが肩を並べ、「ひとつプラン」における活動をはじめ、様々な場面で地域と真摯に向き合ってきました。これまでの積み重ねてきた良質な地域との関係性を大切にしながら、さらなる未来への新たな地域づくりを互いに模索し、日吉地区で運営するケアプラザとして切磋琢磨できる関係でありたいと考えています。具体的には高齢・障害・子育てになどに関する自主事業を共催事業として企画から運営まで共に取り組んでいきます。特に包括レベル地域ケア会議においては、一地区社協である日吉地区の特徴に合わせて、会長ら役員との連携を図りつつ開催します。

## 2 団体の状況

### (1) 団体の理念、基本方針及び事業実績等について

団体の理念や基本方針、事業実績等について、記載してください。

当法人は昭和 57 年の創立以来、港北区を中心に高齢者支援を軸とした事業を展開してきました。「利用者の笑顔と家族の安心」を基本理念とし、常に時代を見据えた新しい発想を持ち、地域に深く浸透する福祉事業に取り組むという方針を貫き、港北区内初の特別養護老人ホームやショートステイセンター、市のモデル事業として開設した認知症対応型グループホームの運営などを行ってきました。

高齢になっても住み慣れた地域、住み心地の良い場所で、その人らしい生活が送れるよう在宅福祉、施設福祉の両面から各種サービスを充実させております。特に近年の地域福祉の重要性を認識し、2 館の地域ケアプラザ（それぞれ平成 12 年及び平成 19 年に開所）を中心に、介護予防事業や地域ネットワークの構築、子育て支援、障がい児・者支援、ボランティア育成など、地域の関係者ととともに様々な分野との協働にも力を注いでいます。

平成 19 年には全室個室ユニット型特別養護老人ホームを設立。高齢化とともに増え続ける様々な要望に対応すべく事業を拡大しました。その他、横浜市からの委託による高齢者用市営住宅等生活援助員派遣事業を日吉地区にある 2 住宅を担当しています。また、各施設では積極的にボランティアを受入れ、地域の皆様にご協力いただくとともに、法人への理解を深めて頂き、更なる地域に根差した施設運営を心がけていきます。

### (2) 財務状況について

予算の執行状況、法人税等の滞納の有無及び財政状況の健全性等、安定した経営ができる基盤等について記載してください。

当法人では現在 6 施設の運営を行っております。各施設とも安定稼働しているため、利用者への対応やサービス向上に集中できる状況にあります。実運用に関しては、理事長を中心として健全な運営を心がけ、適正な会計処理を行うため会計事務所と委託契約を締結し、実務にあたっています。また法人税等の納税に関しても法人本部の経理担当が迅速かつ正確な事務手続きを行っております。

収入面に関しては、法人内各事業所（介護保険サービス事業所）とも安定稼働しており、現時点では問題なく、次期指定管理期間においても充分に対応していかれる基盤が整っていると考えています。

支出面に関しては、施設レベルで光熱費等の経費削減（節水システム、LED 照明への転換）や設備・備品の長期使用及び定期的なメンテナンス等によってコストの削減に取り組むほか、法人全体、複数事業者での委託業者契約や物品の共同購入等において、多施設運営のスケールメリットを活用しながら低コスト化を図っていきます。また業務内容によっては、ICT の活用を推進し、煩雑になりがちな業務を出来るだけスリムに効率よく進められるよう環境を改善していきます。

### 3 職員配置及び育成

#### (1) 地域ケアプラザ所長及び職員の確保、配置について

地域ケアプラザを運営していく上で、地域ケアプラザ所長（予定者）及び職員の人員配置並びに勤務体制、必要な有資格者・経験者の確保策について、その考え方を記載してください。

指定管理事業、介護保険事業ともに運営基準に準じた配置を継続し、安定した業務が遂行できる環境を図ります。所長には、ケアプラザ開所当初から職員として在籍、専門職（包括支援センター職員）を経て管理職に就任したことで、地域や各種制度への理解が深く、各種地域関係団体及び役員、また各種専門職とも精通している現任者を引き続き充てる予定です。

各部門における専門職に関しては、常勤職員を中心に現任者にて所定の配置を確実に行うとともに、特に介護保険事業に関しては、多様化するサービスの実情に見合った基準以上の配置を行うことで、サービスの質の向上に繋がります。

また勤続年数の長い信頼ある職員を各部門のリーダーに配置することで、地域関係者や利用者、相談者と良好な関係を構築、それを維持できる体制を整えます。欠員が生じる際にも引き継ぎ業務を在職職員、後任職員に確実にを行い、日常業務や継続的な事業に支障が及ばないよう配慮します。

#### (2) 育成・研修について

地域ケアプラザの機能を発揮するための人材育成及び研修計画について、記載してください。

資格を取得し福祉職をスタートする職員や資格取得を目指す職員、また経験豊富にスキルを発揮している職員も、それぞれのキャリアに応じた研修体制（新任研修、基礎スキルリポート研修、内部指導型研修、外部研修による専門研修受講など）のもと、資格の取得に向けたサポート、所持資格のさらなる質の向上をサポートします。また研修費用だけでなく資格更新に係る費用なども法人側で負担することや職員が自主的に参加したい研修への支援（費用支援など）、さらなる学習意欲の向上を図り、職員個々のまた施設全体のスキルアップに取り組みます。

特に昨今、人材不足とされている介護職に関しては、経験や資格を有していなくとも、介護に興味があり、意欲的な人材であれば採用し、現場で一から知識と技術を身に付けながら、自信と資格を同時に体得していかれるよう人材を育成していきます。

内部研修の運営方法として部門から研修委員を選出し、研修委員会を設置。年間を通して研修計画の作成や研修資料の作成を行い、内部研修の充実と研修機会の効率化を図ります。

法人全体としても事業所の枠を超えた介護職員向け研修、ケアマネジャー（介護支援専門員）を中心とした相談援助職による研修会、意見交換会などを開催し、他事業所職員との交流から専門職としての視野を広げるとともに、知識向上の機会とします。

また経験豊富な専門職は自身のスキルアップだけでなく、組織全体のスキルアップを考えられる職員となるべく「専門職の育成」を目的としたリーダーシップ研修、指導者研修などの外部研修に積極的に参加し、新たなスキルを身につけ後進の育成に尽力します。

#### 4 施設の管理運営

##### (1) 施設及び設備の維持保全、管理及び小破修繕の取組について

施設及び設備の安全確保及び長寿命化の観点から、適切な維持保全（施設・設備の点検等）計画及び積極的な修繕計画について、具体的に記載してください。

施設関係法令、ケアプラザ基本協定に基づき、施設・設備の保守・管理を行います。委託業者による定期的なメンテナンスだけでなく、職員で構成された事故防止対策委員会において、施設内の安全点検パトロールを定期的に行います。また委員会では各部門から挙がってきたヒヤリハット事例の検証、各種作業マニュアル等の作成と見直しを随時行い、職員全体に施設管理意識を周知する役目を担います。

利用者にとって快適な環境の維持のため、毎日の職員による10分間清掃などの小さな取り組みの積み重ねのほか、委託業者による日常清掃と定期清掃、設備の保守（冷暖房、給湯、自動ドア、消防設備など）を協定に基づき適切に遂行します。その他、建築基準法12条に基づく建築物・建築設備定期点検を実施し、施設の状態把握に努め、経年劣化に伴う早期修繕の必要性を判断します。修繕が必要な状況においては、速やかに修理・部品の交換等の保全措置を行うほか、大規模なものに関しては区と協議をした上で修繕を行います。

また貸館利用者に対しては、団体登録時に施設利用に関する注意事項を文書と口頭にて説明するほか、年に1回開催される利用者説明会において、施設を安全に快適に利用していただくための注意喚起を行います。

##### (2) 事件事故の防止体制及び緊急時の対応について

事件事故の防止体制に関する意識の高さ・対応の適切性、事件事故発生時における緊急の対応について、具体的に記載してください。※急病時の対応など。

事故防止体制に関しては前項で記した通り、事故防止対策委員会を中心に職員全体に対してリスクマネジメントの意識を持って業務に従事するよう、様々な取り組みを行います。具体的には日ごろから職員一人一人が作成するヒヤリハットの事例についての検討や事故防止対策マニュアルの作成、更新などを行います。また別組織である研修委員会においてもリスクマネジメント、個人情報漏えい防止に関する研修会などを企画し、職員の事故防止に対する意識の向上を図ります。

また事故が発生した際の迅速な対応が取れるよう、様々な場面を想定した、事故発生後の対応マニュアルの作成及び更新作業に取り組みます。前例のない新たな事故が起きた際には、その事故を委員会にて分析し、新たな対応マニュアルを作成します。多様な事件事故が起こりうるケアプラザにおいては、適切な現場把握と対処、関係機関への報告、事象が終息した後の原因究明、再発予防の検討と、一連の対応をスムーズに遂行できる体制を整えます。

防犯に関しては、先ずは日常的な挨拶が重要であるとの考えから、施設に来館される方には、職員から積極的に声をかけるようにします。ケアプラザ前の通りは通学路にもなっていることから、小学校からの「子ども100当番の家」登録要請を受諾し、子どもたちの通学中の安全にも地域の施設として引き続き協力していきます。

ケアプラザ内にて発生するデイサービス利用者、貸館利用者の急変等にも医療職である看護師が中心となり、救急対応を迅速に行います。場合によっては救急隊を要請し、指示を受けつつ救急隊到着までの心肺蘇生、AEDの実用など救命活動を行います。

### (3) 災害等に対する取組について

#### ア 福祉避難所の運営について

地域ケアプラザは、区防災計画に基づき福祉避難所として開設及び運営を行うことが規定されていますが、発災時に備えた事前準備や福祉避難所の運営方法（職員の参集方法や日ごろの訓練等）について、具体的に記載してください。

福祉避難所としての災害時の備えとして、応急備蓄物資のほかに、懐中電灯、ラジオ、ヘルメット、ハンドスピーカー等を追加し常備、定期的に数量や動作確認、備蓄食品や飲料水に関しては賞味期限を確認し、入れ替えを行っていきます。また職員には応急備蓄物資の保管場所や数量の確認、火災警報機や館内放送機器、災害対応型自動販売機の使用方法などを研修や訓練という形でレクチャーし、災害時に迅速に行動できるよう教育します。

実際に災害はいつ起こりうるかわからないため、開館時だけでなく、閉館時を想定したケースでの職員の動きもマニュアル化し、スムーズに福祉避難所としての運営がスタートできるよう準備を整えます。また職員だけでは人数が少なく運営を継続するためには地域の協力が必要となるため、近隣の防災拠点や行政とも連携を図りながらの運営を想定しています。

またケアプラザの上階の住人とも大規模災害が発生した際の協働についての検討を引き続き行います。

#### イ 災害や感染症に備えるための取組について

震災や風水害等といった災害や感染症に備えるための取組について、具体的に記載してください。

防災に関しては、年2回以上消防訓練（通報、避難誘導、初期消火、AED訓練など）と河川の氾濫による水害を想定した訓練を行うほか、近隣の地域防災拠点と連携し、拠点主催の地区防災訓練に参加します。訓練内は企画の段階から関わることで、ケアプラザが福祉避難所であることを地域に向け広く発信、実際の大規模災害発生時には迅速に連携が図れるよう顔の見える関係づくりを継続します。

感染症対策に関しては、職員で構成する感染症対策委員会を中心に活動します。年間を通して感染症に関する注意喚起、感染予防対策の啓発や感染症研修（感染症の基礎知識、手洗い研修、嘔吐物処理研修など）を企画し開催します。また新たな感染症にも対応したマニュアルを作成、更新し、実際の感染症対策に活用します。

長期間にわたる感染症への対策として、消毒液やマスク、グローブなどの消耗品に関しては、常に在庫数を点検しながら、ゆとりをもって補充していくため購入ルートを確認します。また3密対策では状況によっては時差出勤やICTを活用したテレワークの導入などを検討し、感染拡大防止に繋がる取り組みを推進します。

#### (4) 公正・中立性の確保について

公の施設として、市民、団体及び介護保険サービス事業者等に対して、公正・中立な対応を図るための取組について記載してください。

地域ケアプラザは公共の施設として、地域住民だけでなく、各種団体、医療・介護事業所などに対しても公平中立な対応を心がけ、信頼性と透明性を高く保つことが求められていると認識しています。法人の倫理規定に基づき、誰に対しても偏見や差別なく誠実に向き合い対応することを前提とします。施設やサービス利用に関しても特定の団体や個人を優遇、また事業者に便宜を図るようなことはありません。職員に対しても、常日頃から公的な施設であること、それに伴う業務を担い、責任ある業務を行っている自覚を高く持つように指導します。

ケアプラザ職員一人一人が各種制度に基づいた業務を遂行する上で、事務的な対応に偏らないよう、対象者となる利用者・相談者らの心情にも寄り添い、ソーシャルワーク、コミュニティワークを大切にされた対応に心がけ、良好な関係づくりのもと、相互理解に努めます。

#### (5) 利用者のニーズ・要望・苦情への対応

利用者の意見、要望及び苦情等の受付方法並びにこれらに対する改善方法について、具体的に記載してください。

施設利用者のニーズ把握には、意見箱の設置や利用者アンケートの実施のほか、利用者説明会の場において意見交換の時間を作り、直接要望や意見を頂く機会も作ります。

苦情対応に関しては、各部門に苦情受付担当者を置き、苦情解決責任者は所長が担当することで、速やかに且つ誠意を持って対応します。苦情対応マニュアルに基づき帳簿管理、記録管理を行い、解決に向けた取り組みを行うだけでなく、その後の再発防止や予防にも努めます。新たな対応などが必要な事項に関しては館内に概要を掲示するなど、経緯や対応など情報を公開し、透明性ある施設運営に努めます。

また第三者委員を複数名配置し連絡先を館内に掲示、施設だけでなく公的機関へも苦情の申し立てができる旨もお知らせし、窓口を広げる対応にも心がけていきます。

(6) 個人情報保護・情報公開、人権尊重について

個人情報保護及び情報公開の取組、人権尊重など横浜市の施策を踏まえた取組について、具体的に記載してください。

法人の「個人情報に対する基本方針」及び「保有する個人情報保護に関する規定」に基づき、個人情報に関する文書や電子媒体を管理します。また全職員に対し上記の基本方針及び規定に関する説明を入職時に行い、「秘密保持・個人情報保護に関する誓約書」の提出を義務付けています。その後も繰り返し内部研修などで個人情報に関する取扱いについての指導を行うほか、日常業務の中で個人情報を取り扱う際の注意喚起を適宜行い、書類の管理のみならず、FAX やメール、郵送作業時のダブルチェックの徹底など細心の注意を払い業務にあたるよう指導してまいります。また電子媒体の個人情報等の管理に関しては、個々のパソコン内には置かず、サーバーにて一括管理し、それぞれのパソコンやフォルダにはパスワードを設定し外部からのウィルス侵入や盗難防止策を講じます。また介護システムや職員管理システムに関しては、セキュリティの高い外部サーバーにて作業を行い、ケアプラザ内にはできる限り情報を置かない環境としています。

利用者・家族また後見人等から情報の開示に関する請求があった場合は、「情報公開規定」に基づき、手順に沿って手続きを行い、適切に情報を開示します。

法人の運営状況等の公開は法人ホームページにて公開し、地域の方が安心して施設を利用していただけるよう透明性を重視した運営に努めます。「横浜市人権施策基本指針」「法人職員倫理規定」に基づき、人権尊重の視点を持って誰に対しても差別、偏見なく対応することが福祉保健の専門職としての基本姿勢であることを研修などの機会を持って、全職員に周知徹底させてまいります。

(7) 環境への配慮、市内中小企業優先発注など、本市の重要施策を踏まえた取組

ヨコハマ3R夢(スリム)プラン、市内中小企業振興条例の趣旨及び男女共同参画推進等に対する考え方について記載してください。

リサイクルできるものは再利用に心がけ、職員全体にEco意識を持って環境に配慮するよう啓発します。特に排出されたゴミに関してはヨコハマ3R夢プランの考えに基づき、分別ルールを守り、ゴミの減量化に努めます。また省エネルギー対策として節水システムの導入、緑のカーテン事業への取り組みをはじめ、職員個々に日常的な節水・節電に努めるなど、毎月光熱水費のデータを集積、比較しながら施設全体として意識を高めます。特に電力に関しては、LEDの導入を検討してまいります。

備品購入や修繕等の工事発注については、「横浜市内中小企業振興基本条例」に踏まえたうえで、数社での見積もり等にて価格を比較、場合によっては価格交渉します。まちづくりや地域の見守り支援への協力といった意味も含め、地元企業への優先発注に努めます。

内閣府が掲げる男女共同参画推進の考え、並びに「横浜市男女共同参画推進条例」のもと、男女が平等に互いの人権を尊重し、地域や社会において個々の能力を発揮して活躍できる環境づくりを目指します。さらなる住人一人ひとりの日常生活の充実や地域の活性化を促進していきたいと考えています。



## 5 事業

### (1) 全事業共通

#### ア 施設の利用促進について

施設の稼働率向上のための対策や効率的な施設貸出の方法、利用者のために有益な情報提供を行う方法について、その効果も含め具体的に記載してください。

施設の利用率向上を目的とし、継続的に情報ラウンジに三ヶ月先までの貸館空き情報をリアルタイムに掲示し、稼働状況を明確にしていきます。また、若い世代も含め幅広い層へのアプローチ手段としてインターネットをフル活用し、開館時間外でも電子カレンダーで空き状況を確認できるようにします。

様々な事業周知に関しては、より地域住民の方々に豊富な情報を提供するため「目に付きやすい」「手元に届く」広報づくりに努めます。毎月発行しているケアプラザ広報紙を自治会町内会の掲示板・回覧版への掲示活用だけではなく、病院や郵便局の待合室に配架させてもらい、より多くの地域の方々の目に留まる機会を増やしていきます。また幅広い世代に普及されたスマートフォンのサービスを活用し、紙媒体よりも早く確実に手元に届く情報発信を目標に、SNSなどのサービスを有効に活用していくことを検討しています。その他、事業周知については広報よこはま、タウンニュース、各種関係機関、NPOや民間の情報誌や電子媒体への掲載依頼や館内の目に留まりやすい場所への掲示を通じ、広報紙が届きにくい自治会未加入者への情報提供にも工夫します。

また館内にある廊下の掲示スペースを有効に活用し、写真入りの登録団体紹介を種別ごとに行い、来館者に対し興味・関心を抱きやすいようにしていきます。

#### イ 総合相談について（高齢者・子ども・障害者分野等の情報提供）

高齢者・子ども・障害者等の分野に関する情報提供の取組についての考え方、提供手法について記載してください。

地域ケアプラザが地域の身近な相談窓口として認知されつつあるため、様々な世代の方から多様な相談を受け、その件数は年々増加傾向にあります。そういったなか、高齢者に関する相談の比率が依然として高く、今後は、その裾野を広げて、高齢者とその子ども、さらに孫世代まで関連付けた総合的な支援が図れるよう、職員の専門性を高め、相談内容の幅を広げていかれるよう努めます。

特に子ども（子育て世代）や障がい者分野に関しては、未だに相談できる機関としての認知が低く、今後も分野ごとに事業を展開していく中で、気軽に相談できる場所であることをアピールしていきます。例え短い時間でも丁寧に応対し、かつ的確な情報提供などの支援ができるよう、日頃の情報収集と知識の獲得、他の専門機関との交流に努めていきます。

各種制度（介護、生活保護、障がいなど）の把握、及び専門機関との連携、他分野の専門職とのネットワークづくりはもちろんの事、地域の方々、特に民生委員・児童委員との連携強化も同時に図ります。各会議への出席、他機関・各専門職との協働の場での関係づくりに努めていくことにより、情報提供や周知の場として定着させ、地域全体の「支える力」の底上げに努めます。

加えて、多様で複雑な相談にも職員が対応していかれるよう、また地域ケアプラザとして提供できるサービス（ニーズの聞き取り、状況把握、情報提供、各種申請手続きなど）が、相談者にわかりやすく伝えられるよう、日頃から相談援助職としてのソーシャルワークの向上に努めます。

地域ケアプラザの周知活動として、出張ミニ講座・相談会をケアプラザから遠いエリアでの開催を継続していきます。住民にとってのケアプラザという視点を忘れずに、ケアプラザの自主事業への参加や事業の企画、地域の資源づくりに努め、多様な相談に応えられるケアプラザを目指します。

#### ウ 各事業の連携及び関連施設（地区センター等）との連携について

地域ケアプラザの役割を果たすための、各事業担当間や関連施設との情報共有、円滑かつ効率的な管理運営に対する考え方を記載してください。

所内部門間連携については各部門が把握する地域情報・課題共有に努め、解決に向けた取組みを様々な視点・角度から検討できるようにリーダー会議や職員会議を有効活用していきます。ひとつの事業を企画段階から開催に至るまで、それぞれの担当者が役割分担を明確にし、協働・共催事業として取り組むことで、効率よく事業を進める体制を構築していきます。

単独の事業の場合には報告書の回覧を徹底することで、各部門の現況を把握していきます。このように、それぞれの部門が持つ機能を有効に活用・共有し、さらに地域の関連施設（学校、保育園、活動ホーム、地区センター、介護サービス施設）とも協働（共催企画、開催場所の協力など）することで、より地域の方、参加者の立場に立った、参加しやすい事業を実施していきます。

事故防止対策、感染症対策、秋桜（プラザ）祭りなどの委員会活動は、本来の委員会の目的以外に、各部門より委員を選出し活動していくことで、通常業務では接することがない職員同士の連携強化という別の目的にも繋げていきます。

また複雑な職員の業務スケジュールの把握については、スケジュール管理システムを活用することで、リアルタイムに個々のパソコン内で業務日、業務内容を確認することが出来、多方面からの問い合わせに対して、誰もが迅速に対応する環境が整っており、無駄な時間、労力を省き、効率的な業務運営に役立てていきます。

#### エ 地域福祉保健のネットワークの構築について

地域の関連団体や関連機関との情報共有やネットワーク構築に対する考え方について記載してください。

日吉地区は5つの民生委員児童委員協議会エリアに分かれており、その地区ごとに特色があることから、それぞれ独自のネットワーク構築への取り組みが必要になります。

ケアプラザ開所当初から地域におけるネットワーク構築のきっかけとなった特徴的な事業の一つでもある地域の関係機関との共催事業「出張ミニ講座・相談会」の開催を継続していきます。そういった関連団体、関係機関との関係をより深めるための活動（関連団体定例会への出席、協働事業の開催など）を積極的に展開し、地域におけるネットワークをさらに広め、地域力の向上を目指します。特に各地区の民生委員児童委員協議会の定例会には定例業務として指定管理部門の職員が出席し、地域情報・課題の共有に努め、より強固なネットワーク構築に努めます。

地域の事業でもある高齢者関連事業の「認知症サポーター養成講座」「認知症カフェ」や子育て関連事業の「子ども食堂」「育児講座」「両親教室」などにも積極的に協力し、顔の見える、お互いを理解しあえるネットワークづくりを進めます。

地域ケアプラザ主導の地域ケア会議（個別レベル・包括レベル）では、地域と専門職とを繋ぐ場として様々な関係者が顔の見える関係が構築されるツールとして活用していきます。それが個別支援、さらに地域支援へと発展していかれるように、同じ地区で活動する下田地域ケアプラザとも協働、また地区社会福祉協議会が推進する地域福祉保健計画「ひとつプラン港北」とも連動させつつ、ネットワークの輪を広げるきっかけにしたいと考えています。

#### オ 区行政との協働について

区政運営方針、区の事業等を踏まえたうえで、区行政との連携について具体的な取組を記載してください。

港北区運営方針の目標『活気にあふれ、人が、地域がつながる「ふるさと港北」』を掲げ、その達成に向けた施策のひとつとして「地域でささえあう福祉・保健のまちづくり」を掲げています。その中核にある地域福祉保健計画への取り組みだけに限らず、様々な事業（区事業、ケアプラザ自主事業など）に関する意識統一、情報（地域情報、個別支援の状況）の共有の場として、月1回「定例ケアカンファレンス」を開催することで相互の業務連携の強化に繋がります。

また職種（所長・包括支援センター3職種・地域活動交流・生活支援整備事業）ごとには月1回分科会を区域で開催し、現状・課題等の情報共有だけでなく、様々な事業（講座の開催、ケアマネジャー支援、認知症対策、虐待防止対策、地域ネットワークの構築など）への取り組みなどを区行政・区社会福祉協議会とともに協働し継続的に検討します。

区政を地域にわかりやすく届ける役割を地域ケアプラザとして担う反面、地域の声を区政に活かすためにその声を届けることが、地域ケアプラザが担うべき役割の一つとして認識しています。

#### カ 地域福祉保健計画の区計画及び地区別計画の推進について

区地域福祉保健計画の区全体計画及び地区別計画の策定・推進の事務局及び地区別支援チームのメンバーとして参画し、住民、事業者、行政等と協働した地域の課題解決に向け、どのような体制でどのように取り組むか記載してください。

第4期地域福祉保健計画（計画期間令和3年度～7年度）「ひとつプラン港北」の計画を推進するために、地域の現状把握に努め、課題については解決に向けた取組み支援を、行政や区社会福祉協議会と協働し進めます。そのためには、民生委員児童委員協議会エリアごとに実施している各町ケア委員会の定例会に地区担当と共に出席することで、現場レベルでの率直な意見の聴取に努めます。また同じエリアにある下田地域ケアプラザとも協働し、同じスタンスで地域と向き合いながら、事業を展開していきたいと考えています。特にケアプラザ主体の事業である「地域ケア会議」（包括レベル）の開催を継続します。地域関係者と地域課題を共有することで、「ひとつプラン」の活動を計画・実践する上で、地域ケア会議が情報収集ツールとして一役担えればとも考えています。

第4期地域福祉保健計画の日吉地区の共通テーマである「地域のつながり作りを考える」では、特に〔高齢者支援〕〔障がい児・者支援〕〔子育て支援〕〔ボランティア発掘・育成〕〔災害時要援護者支援〕の動向を、区行政とともに見守り、「ひとつプラン」の目指すべき『誰もが安心して健やかに暮らせるまち 港北』を目標とした『ひろがる・つながる・とどく』活動の実現に向けた支援を継続します。

(2) 地域ケアプラザ運営事業（地域活動交流事業。以下「地域ケアプラザ運営事業」という。）

ア 自主企画事業について

高齢者・子ども・障害者等の分野それぞれの福祉保健活動の開発・実施及び自主活動化への取組について、具体的に記載してください。

高齢者分野においては、ケアプラザ内での事業実施だけではなく、自治会町内会館や屋外などを会場とした外部での事業展開を図っていくことで、自宅から程近く参加し易い場を作るとともに、より身近な方との顔の見える関係づくりに繋がるような事業に取り組みます。転倒骨折予防教室 OB 会、定年後の男性を中心とした男の料理教室、ウォーキングなど自主事業から立ち上がった自主活動グループを後方支援します。参加者の減少や活動のマンネリ化、担い手不足などの検討すべき事項が予想される中、課題共有と合わせて解決に向けた取組みを重ねていくことで継続・活性化を図っていきます。

また横浜市の総合事業実施の基本的な考え方である要介護状態の予防と自立に向けた支援、多様で柔軟な生活支援のある地域づくりを意識した事業展開を地域包括支援センターと連携を図り進めていきます。

子育て分野については、関係・協力機関（親と子の集いの広場、保育園、主任児童委員、子育て支援者など）との連携を図りながら事業を実施していきます。内容は余暇活動的なものだけではなく、医療従事者や保育園などの協力のもと福祉保健に関する啓発セミナーを開催し、他の機関で実施している事業との差別化を図っていきます。

また福祉教育の一環として施設見学会やボランティア体験、福祉実習などの受け入れを行います。特に隣接する中学校の生徒には職業体験（デイサービス等）の受け入れだけではなく、学校へ出向き授業の一環として認知症サポーター養成講座の開催、町の先生（職業講和）として講師として出向くなど積極的な関りを継続します。

障がい児・者の分野については、余暇支援事業を継続的に実施していく中で、より多くの地域の方の障がい理解と支援者の輪のすそ野を広げていきます。また、地域福祉保健計画から発展したセミナーやサロンの場面においても同様に、障がい理解の普及啓発を支援していきます。

イ 福祉保健活動団体等が活動する場の提供について

地域住民の福祉・保健活動団体が活動する場の提供について、利用促進をはかるための具体的な取組を記載してください。

継続的に貸し館を利用されている活動団体（福祉保健活動・支援団体）には、ケアプラザ自主事業への協力の機会、介護保険事業（デイサービス）、活動ホームにおいて活動披露する場を提供することで、地域との繋がりや地域活動の活性化を図っていきます。また、ケアプラザ内に限らず、地域主体（自治会、民生委員児童委員協議会、老人会）で開催しているサロンへの出張など幅広く活動の場の提供を支援し、地域資源の有効活用に繋がります。

既存団体だけではなく、新規立上げを検討している活動に対しても場の提供とともに気軽に相談して頂けるような体制作り、関係作りに努めていきます。

貸館空き状況の確認については、情報ラウンジに掲示している予約状況確認シート（3か月先分）やホームページ等で閲覧できる環境を整えています。将来的にはインターネットや SNS を通じて予約が出来るなど、活動の場をスムーズに提供できるよう工夫していきます。

また、利用者説明会、プラザ文化祭などを通じて活動団体同士の横の繋がりを意識する機会を設け、新たな連携を図っていきます。

#### ウ ボランティア登録、育成及びコーディネートについて

ボランティア登録、育成及びコーディネートについて具体的に記載してください。

定年後の男性の地域デビューのきっかけになるよう養成講座を企画します。こういった新たな事業をきっかけに、新しい人材や資源の発掘と育成に努めます。また現況報告の場として、継続的に地区社会福祉協議会のボランティア部会の定例会に出席し、前段の課題を議題として取り上げていただき、現存のボランティア活動の課題解決と共に検討していきます。

また、介護予防団体のボランティアを対象にフォローアップ研修を定期的に行います。日頃の活動を通じての疑問・不安解消だけではなく指導方法の再確認やレクリエーションの方法などを学べる機会を提供していきます。団体間の交流の機会として情報交換をし、マンネリ化防止に繋げていきます。

障がい児・者を対象とした事業のボランティアに対しては、活動直後に感想をもらい不安・疑問がある場合には即時に解消できるように、障がい分野における専門家よりアドバイスをもらい、社会福祉協議会、自立支援協議会などの関係機関と一緒にフォローアップ研修などを行います。また保護者とも情報交換できる場を設け、各事業の活動意義を再確認するとともに意識向上の機会にしていきます。また、ボランティア団体、保護者会の立ち上げを考え、連続講座などを行い団体の立ち上げの支援を行うとともに、余暇活動についても支援していきます。

各種関係機関と横浜子育てサポートシステム、よこはまシニアボランティア、ガイドボランティアの説明会や認知症サポーター養成講座を開催し、具体的な活動に直結させた担い手の発掘と育成に努めます。

#### エ 福祉保健活動等に関する情報収集及び情報提供について

地域における福祉保健活動団体や人材等の情報収集及び情報提供について具体的に記載してください。

地区社会福祉協議会、民生委員児童委員協議会、ボランティア部会などの各種定例会に出席し、情報の収集・提供に努め地域における福祉保健活動の底上げをしていきます。

福祉保健協力団体（貸館利用Ⅱ団体）の情報収集は福祉保健（ボランティア）活動記録の提出を徹底し、活動状況の把握をするとともに、他団体に紹介することで啓発活動を強化していきます。

情報提供については、館内の情報ラウンジで募集しているボランティア活動を具体的に掲示し、貸し館利用時に閲覧し選択できるようにしていきます。

ホームページやSNSなど電子媒体を効果的に活用し、自治会に加入していない幅広い層に対して、情報提供できる環境を整えます。また、紙媒体であるケアプラザ広報紙も毎月発行し、自治会町内会の回覧・掲示板を活用してもらい事業等の周知も継続的に行います。

### (3) 生活支援体制整備事業

#### ア 高齢者の生活上のニーズ把握・分析について

担当地域における高齢者の生活上のニーズを把握・分析する方法について、具体的に記載してください。

多種多様な相談が寄せられる総合相談内容を分析し、個別ニーズから見える地域ニーズを把握していきます。具体的には相談内容や疾患の分類やエリアをマップ化することで「交通の便が悪く医療機関へのアクセスが悪い」「身近な場所に集える場がない」等、生活上の課題を把握する材料としていきます。

ケアプラザにおいて開催している自主事業の参加者に対して、アンケートやヒアリングを行ない、より身近な地域住民より日常生活におけるの困りごとや課題について忌憚のない意見を聞く機会を継続的に設けます。

各種地縁組織（自治会町内会・民生委員児童委員協議会・老人クラブ・保健活動推進委員会・ボランティア会など）の定例会に積極的に参加し、各々の活動を通して情報収集した事例から地域の実態を間接的に把握していきます。

#### イ 多様な主体による活動・サービス及び社会資源の把握・分析について

民間企業やNPO法人等、多様な主体による社会資源を把握・分析する方法について、具体的な取組を記載してください。

民間企業との連携は、毎月実施している生活支援コーディネーター連絡会の場を活用し、リスト化した企業から選出、地域貢献として取組んでいる活動を一つの事例として紹介をしていただけるよう調整します。また、企業としての強みを活かして、講師派遣（スマホ講座・交通事故予防セミナー）や部屋の貸出など、あまり負担をかけずに協力を得やすい内容についても検討します。ケアプラザ単館ではなく、区内地域ケアプラザ及び区役所・区社会福祉協議会とも足並みを揃えながら、港北区内広域にて連携し、事業展開を図ります。

区内外問わず、様々な関係機関・関連団体と協働し事業として成り立っている事例を、自地域の活動の参考にするため、市域の研究会・研修会を通して、広域に他法人、多職種との関係性を構築していきます。

ウ 目指すべき地域像の共有と実現に向けた取組（協議体）について

目指すべき地域像を地域住民等と共有し、その実現に向けた協議の場（協議体）を設置・運営する方法について、具体的に記載してください。

担当エリアである中学校区として捉えると、広大となり地域の課題がぼやけてしまい見えにくくなると思います。そのため、既に様々な地域活動に取り組んでいる民生委員児童委員協議会（4町地区）エリアごとに取り組むをはじめ、テーマによってはより小さな自治会・町内会単位とするなど柔軟に対応します。

構成メンバーについては、各関係機関・関連団体の会長（代表）だけではなく実質的な活動を担っている方々にも出席を依頼し、情報共有・交換の場だけではなく具体的に解決していく必要のある問題を整理し、実態を把握したうえで必要な対策を協議します。

また地縁組織だけではなく、必要に応じて企業との連携も視野に入れ、各分野の得意な専門家の協力も仰いでいきます。

場の設定については、単発にせず継続的な場にしていくための手段として、ひっとプラン港北や地域ケア会議等の課題やニーズとの連動を意識し、点から線の地域活動を目指していきます。

エ 地域の活動・サービスの創出、継続、発展に向けた支援について

地域の活動・サービスを創出・継続・発展させるための取組について、具体的に記載してください。

「新たな地域の担い手の発掘・育成」という課題は、地域活動を進めていく上で、常に重点課に挙げられます。その打開策として、より身近で元気な高齢者がボランティア活動を通して、健康増進や介護予防に繋げることや、社会参加、地域貢献を通じた生きがいの促進を目指します。そのきっかけの一つとして「よこはまシニアボランティアポイント登録研修会」を関係機関と協力し継続的に開催します。

既存のボランティア団体の定例会において、よく検討事項となる「男性の地域デビュー」については、日吉地区を共に担当している下田地域ケアプラザと連携し、「定年後の閉じこもり予防」も視野に入れた取組みとして、男性限定の連続講座を継続開催します。参加者に関しては日吉エリアに限定することなく対象エリアを拡大させて、関係機関・関連団体と連携することで充実した内容での開催を目指します。

横浜市の移動図書館の巡回日に合わせた居場所づくりなど、既存にあるインフォーマルサービスを活用し、さらなる発展を目指します。開催するうえで必要な人材として受付・見守り・本の読み書きせ等を担うボランティアを学生に依頼するなど「学生の町でもある」地域の強みを活かした事業に発展させます。地域の課題のみに目を向けてしまいがちですが、地域住民とともに「強み」にも着目して見出していくことが多様な地域活動の支援に繋がると確信しています。

#### (4) 地域包括支援センター運営事業

##### ア 総合相談支援業務について

地域性を踏まえた上で、地域包括支援センターの基本機能である総合相談支援業務をどのように展開していくか、具体的に記載してください。

気兼ねなく安心して相談していただける身近な相談窓口となるべく、引き続き誠実に、利用者本位の対応を心がけます。特に介護保険の制度についての住民の認知度は、いざそのような状況に自らが陥らないと意識しない分野なので、面談や電話での対応に際して、相談する側の立場に立って分かり易い説明を心掛けます。また利用者本人、家族に限らず多方面からの多岐にわたる相談を受け付けます。それら相談に対して適切に情報提供、関連機関へ繋ぐことができるよう、公的な制度及びインフォーマルな資源に関する情報収集、行政、医療・介護の専門機関などとの連携をさらに充実させていきます。

引き続き、地域の個別課題の早期発見と対応を図れるよう、地域包括支援センターの役割を住民に理解してもらうための周知活動に努めます。具体的には、地域の高齢者ともっとも身近な存在である民生委員の方の協力を頂きつつ、地域住民活動の場でのチラシ配布や出張ミニ講座・相談会を継続し、地域包括支援センターが地域住民と直接顔を合わせる機会を有効活用していきます。今後考えられる重要なテーマを、1) 独居世帯や認知症の方への個別支援、2) 入退院時などの速やかな医療と介護の切れ目ない連携、3) 高齢になった親が子の生活を支える社会的孤立問題(8050問題) 4) 障がいのある家族と高齢者に対しての家族支援とし、相談支援体制を充実させていきます。

##### イ 認知症支援事業について

地域性を踏まえた上で、地域包括支援センターの基本機能である認知症支援事業をどのように展開していくか、具体的に記載してください。

認知症高齢者は日吉地区においても独居高齢者や閉じこもり高齢者の増加と比例して増加傾向にあります。要介護認定を受ける要因として2019年より脳血管疾患を抜いて第1位となるほど、今後高齢者支援における社会問題の一つと考えられます。

認知症予防活動、認知症を地域で見守る普及啓発活動を自主事業として、また閉じこもり生活予防を目的とした地域の居場所づくりなどのバックアップを積極的に行います。特に認知症サポーター養成講座の実施と認知症キャラバン・メイトへの支援に力を入れます。また、地域住民による認知症予防の会、地域のカフェなど、認知症支援に取り組む地域住民や地域資源をバックアップするとともに、活動を周知する事業を企画します。

認知症に関する個別相談支援において、特に介護者支援を丁寧に行うとともに、「介護者教室」「介護者のつどい」を引き続き開催し、介護者の身体的・精神的ストレス緩和に重点を置き、高齢者虐待(介護放棄、暴力・暴言など)に陥らないための見守り支援を重視します。また、成年後見制度の活用や認知症初期集中支援チームとの連携を強化するなど、様々な制度や施策を活用して支援にあたります。



## ウ 権利擁護業務について

地域性を踏まえた上で、地域包括支援センターの基本機能である権利擁護業務をどのように展開していくか、具体的に記載してください。

後見の申し立ては、今後も増加が予想されます。申し立ての説明や支援が、よりスムーズに進められるよう努めていきます。また、専門職（弁護士、司法書士、行政書士など）との連携を継続し、後見制度の活用を進めていきます。

港北区成年後見サポートネットの活動に参加し、各専門職との連携の仕方をより具体的、実践的に行えるような関係づくりを進めます。障がい者と高齢者の家族に対する権利擁護の支援に対しては、その関係機関と協力体制をとっていきます。また横浜市とあんしんセンターを中心にした、市民後見人養成・活動支援事業にも積極的にいかかわり、地域にあった後見支援の体制づくりに貢献します。

地域においては、引き続き出張ミニ講座相談会や介護者教室などの事業で、成年後見制度、遺言・相続等の講座を開催し、権利擁護に関する啓発活動を進めます。この他ケアプラザでの巡回無料相談会を含め、行政書士など地域の専門家と協働する機会も継続します。

また振り込め詐欺等の消費者被害については、疑わしい電話や被害状況を速やかに各ケアプラザ間で共有し、民生委員の定例会などの機会において情報発信していきます。

高齢者虐待に関しても、8050 問題がクローズアップされているように、年々増加傾向にあることから、地域での見守り・気づきの体制、医療・介護専門職らからの通報など早期に発見、対応していけるよう、広く講座や研修の機会を設け、社会全体で虐待から高齢者を守るネットワーク作りを展開していきます。

## エ 包括的・継続的ケアマネジメント支援業務等

地域性を踏まえた上で、地域包括支援センターの基本機能である包括的・継続的ケアマネジメント支援業務等をどのように展開していくか、具体的に記載してください。

### ■包括的・継続的ケアマネジメント支援業務

地域関連団体との連携推進において、民生委員児童委員の定例会への出席、共催で開催する事業の充実に努めます。ボランティア連絡会への出席、認知症キャラバンメイトとの交流や協働を通じて、地域での見守り体制を構築していきます。このような活動を通じて得たものをインフォーマル情報として集約、紙媒体として編集し、地域の様々な関係者、関係機関への普及・啓発を図ります。

この事業の要ともなるケアマネジャーへの支援として、定期的に事例検討会や意見交換会を開催します。専門職としての質の向上を図るだけでなく、協力医にも参加協力を頂き、医療・介護の連携強化にも繋げていきます。また区内広域として区役所や港北区事業者連絡会（ガンバ港北）とも協働し、キャリアに応じたケアマネジャー向けの研修会や勉強会、意見交換会を開催し、ケアマネジャー全体のスキルアップ向上に努めます。

### ■在宅医療・介護連携推進事業

医療や介護等の多職種との連携強化に関しては、港北区高齢者支援ネットワークに参画し、三師会（医師・歯科医師・薬剤師）や介護保険関連団体（ガンバ港北など）、区役所とともに足並みを揃えて推進していきます。また地域包括ケアシステムの実現に向け、医療・介護・地域間のネットワークを構築していくために、地域ケア会議（個別・包括各レベル）を有効に活用し、地域課題を抽出、参加者間での共通理解、情報の共有化を図ります。

#### オ 地域ケア会議について

地域包括ケアシステムの実現のために、地域ケア会議を活用してどのように取り組んでいくか、具体的に記載してください。

特に日吉地区は広域であること、ケアプラザが2館存在することから、包括レベル地域ケア会議においては地域を細分化したうえで、2館の共催事業として運営を進めていきます。

さらに地域ケア会議を有益なものにするには、日頃より、地域関係者（自治会、町内会、民生委員、ボランティア等）との良好な関係づくりが重要であり、さらに既存の関係者以外の新しい地域資源・人材の発掘や育成に向けた取り組みを地域活動交流コーディネーター・生活支援コーディネーターとともに事業展開することで、更なるネットワークの拡張を目指していきます。

地域ケア会議のテーマに関しては、日常の相談業務の相談内容をデータでまとめ、それを根拠として課題を整理し、最もトピックスな課題をテーマとして個別地域ケア会議を開催。その根拠データと個別地域ケア会議の内容を持って、包括レベル地域ケア会議へと昇華させます。

参加者の方々に地域で今まさに起こっている様々な課題をリアルに伝えることに重点を置き、具体的で中身ある議論が積み重ねられる会議を目指します。最終的には会議の内容をそれぞれの立場で持ち帰り、自らのステージで新たな活動へと足を向けるための、きっかけとなることを目標に会議の運営を推進します。

#### カ 指定介護予防支援事業・第1号介護予防支援事業（介護予防ケアマネジメント）について

事業実施に係る人員の確保・育成、指定居宅介護支援事業者への業務委託についての選定方法及び具体的な支援内容の計画について記載してください。

職員体制としては、常勤職員の3職種（社会福祉士、保健師等、主任ケアマネジャー）4名を中心に、非常勤職員の介護予防プランナーを適宜配置し、対応していきます。しかし、地域包括支援センター内だけで全てのケアマネジメントを担当することは物理的に不可能な状態にあるため、適宜居宅介護支援事業所へケアマネジメント業務の委託を依頼していきます。契約時やサービス担当者会議には出来る限り同席し、ケアマネジャーやサービス事業者との連携を図りながら、ケアマネジメントを後方支援します。一方で昨今の介護現場における人材不足は深刻な状況にあり、ヘルパーに限らずケアマネジャーも例外ではないため、委託を受ける居宅介護支援事業者側に余裕がないのが状況です。日頃より居宅介護支援事業者とも連絡を密に取り合い、お互いの状況を理解しあえる関係を維持することが重要と考えています。

介護予防事業の目標として、適切なアセスメントにより、個々の利用者がその人らしく自立した生活が継続できるように目標を立て、フォーマルなサービスだけでなく、インフォーマルなサービスも活用したケアプランを作成します。また利用者だけでなく、それを支える家族（同居、別居問わず）にも適宜働きかけを行い、利用者・家族のニーズや目標が達成できるように支援します。介護保険制度の改正があった場合は、その情報収集に努め、利用者や家族に介護サービスに対する不安が生じないよう、適切な対応を心掛けます。

地域包括支援センター内の体制として、担当者が休みの際にも他の職員が適切な対応が行えるように、月1回の定例会議や随時ミニミーティングを行ない、利用者の状況把握を行っていきます。また認定結果が出るまでの暫定ケアプランの作成、介護サービス利用の調整を行い、どのような認定結果が下りてもスムーズに対応出来るように居宅介護支援事業者等との連携を引き続き強化していきます。

ケアマネジメントスキルの向上に関しては、内部研修だけでなく、外部研修にも積極的に参加します。またケアプラザ内の居宅介護支援部門のケアマネジャーらにも介護情報・研修素材の提供など協力を得ながら、ケアプラザ全体でケアマネジメントスキルの底上げに努めます。

キ 一般介護予防事業（介護予防普及強化業務）について

市や区の方針に沿って、介護予防に関する普及啓発や地域活動支援等の介護予防事業をどのように展開していくか具体的に記載してください。

メインの事業となる介護予防教室では認知症予防を意識したレクリエーション、体操と食事（栄養改善）、口腔ケア、フットケアなどを様々なテーマに専門の講師を招き開催します。教室終了後も参加者が継続して介護予防活動が行えるよう、受け皿となる介護予防系の自主事業やサロン、またケアプラザ利用団体を紹介していきます。また、自主事業である出張ミニ講座・相談会、交流サロン（ほっとスペース）、地域主催のサロンや民生委員や保健活動推進員、ボランティア団体等が主催する茶話会や食事会にて介護予防や健康維持・増進などの普及・啓発活動を継続します。

自主活動となった『元気づくりステーション』の活動支援を継続し、さらなる活動の発展に向けて、運営者の考えに寄り添いながら活動内容を共に検討していきます。

認知症予防サロンのスリーA日吉を継続させ、地域を住民同士で支え合う仕組みを作ります。さらにスリーAボランティア養成講座の回数を増やし地域主体の活動とするべく、区担当保健師と協働で取り組んでいきます。また生活支援コーディネーターと協働でコグニサイズを実施し、介護予防・生活支援につなげられるようアプローチも試みます。

更に介護予防教室OB会、ケアプラザや地域にある自主活動団体の活性化、介護予防に関するボランティア等の人材育成のために、日吉地区介護予防活動団体向けに、各団体同士の交流や意見交換会などのフォローアップ講座を行います。

ク 多職種協働による地域包括支援センターネットワークの構築について

包括的支援事業を効果的に実施するために、介護サービスに限らず、地域の保健・福祉・医療サービスやボランティア活動、インフォーマルサービス等の社会資源が有機的に連携できるためのネットワークづくりをどのように行っていくかを記載してください。

地域包括ケアシステムの実現に向け、医療・介護・地域間のネットワーク構築に力を注ぎます。その手段の一つとして、地域ケア会議（個別・包括各レベル）を積極的に開催することが、様々な社会資源が有機的に連携するきっかけとなります。多職種・多機関で共通する個別・地域課題を抽出しながら、それら地域課題等への共通理解、情報の共有化を図り、課題解決に向けた具体的な取り組みを掲げることが、多職種協働による地域包括支援ネットワークの強化につながると考えます。

#### (5) 居宅介護支援事業

公の施設における事業提供であることを踏まえ、居宅介護支援事業について、指定介護予防支援事業者との連携体制も踏まえて記載してください。

毎月のモニタリングやサービス調整業務（サービス担当者会議など）を重ねていくことで、利用者及び家族との信頼関係を深めながら、利用者本位の公平、中立なケアマネジメントに努めます。介護サービス事業者や医療機関だけでなく、複雑な課題が存在するケースなどは地域包括支援センターや区行政とも連携を図りながらチームケアの視点を持って支援していきます。特に地域包括支援センターと併設している事業者である特性を活かし、緊急な対応が必要なケースや介護予防支援から居宅介護支援に移行するケースなど、柔軟な受け入れ体制を準備し、ケアプラザ内のチーム意識を持って対応していきます。またフォーマルなサービスに留まらず、地域にある有益なインフォーマルなサービスも必要に応じて介護計画書に盛り込みながら、利用者が住み慣れた地域で安心して在宅生活が続けていかれるよう、利用者また家族の状況の変化に合わせてアセスメントを繰り返し、在宅生活を見守り支えていきます。

事業所全体でケアマネジャーとしての質の向上を目指すために、毎月の部門会議の開催、個別で研修計画を立て、外部研修にも積極的に参加します。また法人内の在宅系ケアマネジャーと定期的な会議の場を設け、職務に関する意見交換、情報交換を行います。その中で経験あるケアマネジャーは上級職である主任ケアマネジャーを目指し取得することで、新人ケアマネジャーの見本となり後進の育成にも力を注いでいきます。また外部の居宅支援事業所との繋がりも合同研修会や懇親会を通して絆を深め、同じ日吉地区で活躍するケアマネジャーとして、切磋琢磨できる関係性を築いていきます。

特定事業所として指定を受けていることから、24時間対応、多様で複雑なケースの受け入れ、他事業所からの移行ケースなども柔軟に対応し、日吉地区においてリーダーシップの取れる居宅介護支援事業所として安定した運営を目指します。

同じ事務所内には地域包括支援センター、地域活動交流のそれぞれの部門があり、ケアマネジャーである前に地域ケアプラザの職員であることを自覚し、来館者への対応や他部門へのフォローには誠意をもって積極的に関わり、相互理解のもと風通しの良い職場環境づくりに努めます。

(6) 通所介護等通所系サービス事業（実施施設のみ）

プログラム及び運営方針について、具体的に記載してください。

通所介護等事業では、今までも、そしてこれからも全職員に対し、1) 利用者への自立(自律)支援、2) 利用者本位のサービス提供、3) 社会人そして専門職としての自覚の3つの柱を運営方針としてサービス提供に取り組んでいきます。利用者自身でできることは自ら行って頂き、例えできなくても、その人「らしさ」を尊重した支援、プラスになる支援を行います。援助者側として、サービス提供時、合理化・効率化を求めすぎ、援助者本位にならないよう、利用者の意思や意向を可能な限り尊重することに重点を置きます。また利用者や家族にだけでなく、職員間同士でも一社会人として行動する他、専門職としての意識を忘れず、常に向上心を持って業務に取り組みます。

具体的なサービスメニューとしては、送迎・入浴・排泄・食事・運動・レクリエーションといった通所介護の基本となるメニュー以外にも季節行事として納涼会やクリスマス会、初詣や餅つき大会、お花見などを行う他、ケアプラザの特性を活かし、ボランティア活動グループを始め、周辺地域の園児や小中学生との交流も積極的に行っていきます。そこには地域の子どもたちにとっての福祉教育や世代間交流といった従来の目的もありますが、利用者にとってプラスと成りえる活動（知識や経験の披露、利用者の生きがいや在宅生活における意欲の向上につながること）を企画・実施していきます。

特に認知症対応型通所介護では、個々の利用者の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じて可能な限り自立した日常生活を営むことができるよう、日常生活上の必要な介助や機能訓練を行い、利用者の社会的孤立感の解消及び心身の機能維持・向上に努めるとともに、利用者家族の身体的・精神的な負担の軽減を図るため、介護者やケアマネジャーとも連絡を密にしながら家族全体を支える支援を目指します。

6 収支計画及び指定管理料

(1) 指定管理料の額及び施設の課題等に応じた費用配分について

収支計画、利用者サービスのための経費に対する考え方について、施設の特性を踏まえて記載してください。

今後5年間の収支計画を、現状の運営状況を照らし合わせ立案した場合、指定管理料の金額を上限に設定しても十分に余裕を持って運営していけるとは言えない状況にあります。最低賃金の上昇や同一労働同一賃金、職員の定着率の良さゆえの person 費の増大、また開所から13年が経過し、施設管理、修繕等に必要な経費も年々上昇していくことを考慮すると、今後これまで以上にすべての部門において、また施設の維持管理において効率性や採算性を活かしたケアプラザ運営が求められてきます。

これまで行ってきた事業を振り返り精査しながら、費用対効果等を念頭に置いた事業づくり、それでいて地域にとって効果の大きな中身のある事業を展開していきます。

介護保険事業の収入に関しては、今後も利用者にとってのサービスの質の向上のため、あらゆる面において利用者に還元し、満足度の高いサービスの継続は当然のことですが、必要に応じて指定管理事業に充当する等、ケアプラザ全体として偏りのない運営、会計に努めていきます。また近年問題となっている収益の内部保留に関しても、過剰なものにならないよう法人として取り組んでいきます。

(2) 利用料金の収支の活用及び運営費の効率性について

利用料金の収支の活用や運営費等を低額に抑える工夫について記載してください。

前項でも述べたようにケアプラザ全体の収支が安定して推移していくように、指定管理料が不足するような状況においては、デイサービス等からの介護保険事業収入を充当するなどし、運営の安定を図ります。

日々の小さな積み重ねによる取り組みをはじめとして、以下のような様々な取り組みにより運営費を低額に抑えるよう職員全員がそれぞれの立場で高いコスト意識を持って、業務にあたります。

- ・ 節水、節電等に努める（省エネルギー活動）
- ・ 備品類の長期使用（低コスト補修にて長期利用）
- ・ 古紙などの資源の再利用（印刷済み用紙の裏面使用、デイサービスのレク材料への変換）
- ・ 簡易な故障や不具合は自己修繕にて対応（水漏れ、壁紙はがれなど）
- ・ 高額な備品購入や修繕時またリース契約時の相見積り、ネット価格比較や入札の実施
- ・ 電動自転車の活用による交通費や燃料費の節約
- ・ 業務効率化への取り組みによる時間外勤務（人件費）の削減
- ・ 人件費や講師料などを考慮した低予算での自主事業の実施
- ・ 書類の電子化（膨大な紙ベースの書類から電子ファイルへの移管）

## 7 前期の指定管理業務の実績（現在の指定管理者のみ記載してください。）

### (1) 前期の指定管理業務の実績について

前期の指定期間における地域ケアプラザ事業の実績を記載してください。

当ケアプラザでは基本方針として「地域との連携と協働」を掲げ、どの部門においても地域との繋がりを大切にしながら、多くの方々とかけがえのない繋がりを持って、ケアプラザの運営に努めてきました。今後もその信念は変わらず、私たち職員がこの地域でこれまで培ってきた信頼と磨き上げてきた専門性をケアプラザ全職員が一つのチームとして発揮していきます。以下に前指定期間にて実施、また現在も継続している主な事業等を実績として記載します。

#### 【地域活動交流部門と生活支援体制整備事業と地域包括支援センターとの共催事業】

##### <出張ミニ講座・相談会>

ケアプラザの周知活動や様々な知識の普及、場合によっては、参加者から様々な相談に対応するというスタンスで開催しています。開催場所としては、ケアプラザから距離のある地区（日吉町、日吉宮前、箕輪町）の自治会館にて、地域ケア委員会との共催にて開催しています。各地区年2回開催を目安に行政書士や介護保険サービス事業者等の協力を得て行なっています。

##### <ほっとスペース☆ひよし>

介護予防教室OB会を発展させた形で、高齢者が交流し合う場として、月1回定例開催しました。事前申し込み制を取らないことで、誰でも気軽に参加することが出来ました。基本的な内容としては、体操やおやつ作り、茶話会をメインに行なっていますが、貸館団体の活動成果（合唱、踊り、料理など）の発表の場としながら、同時に参加者との交流も行いました。また、参加者の方々にも出来る範囲内で、事業への協力として、机や椅子の片付け、食器洗いなどのご協力をお願いしています。

##### <認知症サポーター養成講座>

認知症への理解と知識の普及、認知症の方を地域で支えていく体制作りを目指し、認知症サポーター養成講座を開催しました。対象者は地域住民やサービス事業者、地域福祉保健関係者、一般企業（銀行等）中学校生向けに各々行なっています。特にエリアにある中学校では7年間継続して講座を開催し、延べ2500人以上のサポーターを養成しました。

##### <コグニサイズ>

認知症予防として認知機能の維持・向上を目的に、単に運動だけではなく認知課題（頭の体操）を加えた様々な取り組みから成り立っているプログラムが特徴です。講師のサポートを充実させるため、スタッフは神奈川県主催の「認知症予防のための運動プログラムを教える研修会」を受講し、コグニサイズの知識、技術を習得しました。事業の特徴としては毎月の定期開催とし、誰でも気軽に参加できるように事前予約制とせず当日参加を基本としてきました。担い手の確保は、事業を「よこはまシニアボランティアポイント」の対象とすることで、元気な高齢者のチカラを借りて行いました。

##### <男のセカンドライフカレッジ>

包括レベル地域ケア会議から抽出された課題を基に、これから定年を迎える（迎えた）方が健康を保ち、自宅に閉じこもることなく生活を送ってもらうことにより支援が必要な人にしないこと、将来的には地域の担い手となるきっかけの機会として、男性限定の連続講座を開催しました。運営は下田地域ケアプラザ・区社会福祉協議会と共催し、エリア内の関係機関・関連団体とも連携して、幅広い充実したプログラム内容としました。

##### <協力医との共催福祉講座>

高齢者向けには元大正大学学長を迎え、終活セミナーを継続開催。また地域の方々が介護保険や

在宅介護の理解を深めていただくために介護関係者と地域住民とがディスカッションする公開相談会を同時開催しました。

#### <包括レベル地域ケア会議>

同じ日吉地区にある下田地域ケアプラザとの共催で5職種だけでなく所長も運営に参加し、年2回のペースで開催を継続しました。

### 【地域包括支援センターの事業】

#### <総合相談事業>

毎月200～300件を超す相談（窓口・電話・訪問）を受けてきました。介護に関わる相談だけでなく、健康に関する相談、住まいに関する相談も増加して来ています。特に近年は認知症、それに関連する成年後見や虐待など権利擁護に関する相談が目立つようになってきています。

#### <介護予防事業>

介護予防教室として、日吉元気塾を開催しました。専門の講師を招き体操やスリーAなどの認知症予防やフットケア、口腔ケア、栄養改善などをテーマに実施しました。教室終了後は、既存グループの紹介など個人の介護予防活動が継続されるよう支援しました。

また近隣の集合住宅にて、元気づくりステーション日吉を開催しました。地域が主体となつての健康づくりや介護予防活動に取り組む場としての活動が継続していけるように後方支援を行ないました。交流サロンとして、ほっとスペース☆ひよしの場において、地域住民の交流拠点、高齢者の外出支援の場、介護・健康・暮らしに役立つ情報の提供を行なっています。尚、開催に向けては、区役所や生活支援体制整備事業、地域活動交流部門とも協働し、企画・実施しました。

#### <介護予防支援事業>

約250名の要支援者と契約しています。その内、約半数弱は、地域包括支援センターの3職種と非常勤職員2名で予防ケアプランを作成しています。その他は、居宅介護支援事業所に委託という形で予防ケアプランの作成を依頼しています。

#### <包括的・継続的ケアマネジメント支援事業>

ケアマネジャーの業務スキルアップを目的とした研修会（認知症、対人援助技術、セーフティネットなど）や事例検討会の開催、地域の関係者との関係作り、多職種、多機関との協働のためのネットワークづくりを推進しました。また新人ケアマネジャーに対する勉強会や相談会を開催するほか、個別支援としては、困難ケース対応への後方支援やサービス担当者会議へのオブザーバーとしての出席など数多くのケアマネジャーの支援・育成に努めました。

また地域のケアマネジャーの有志で立ち上がった「ひよしもケアマネ倶楽部」が継続的に勉強会や交流会を開催していかれるよう運営を後方から支援します。

#### <介護者支援事業>

地域で実際介護をされている方やこれからの介護を考えている方に介護者教室を開催しました。内容としては、介護保険制度について、認知症の方への理解と対応、終活に向けたセミナー等を企画し開催しました。中でも施設見学会は大変好評で送迎車を出し、いくつかの高齢者施設を廻りました。

「介護者の集い」と題し、現在在宅で介護に携わっている方を対象に、専門職や介護経験者らが介護疲れや介護に悩みを抱えている家族に寄り添うことで、気持ちが癒され介護に向き合うことが出来るよう支援する場を提供してきました。

#### <運営推進会議への出席>

地域密着型サービスである認知症対応型グループホームや小規模多機能型居宅介護支援などが開催する運営推進会議にオブザーバーとして出席し、施設の運営状況を把握するとともに、施設と地域関係者との関係づくりのサポートをオブザーバーという立場で行いました。



## 【地域交流部門の事業】

### <子育て支援事業>

子育て支援に係る関係機関・関連団体（保育園、親と子の集いの広場、主任児童委員、子育て支援者）と連携し、居場所事業である「にこにこ広場」、未就学児向けの育児講座、パパ向けの事業として「パパと体操」「パパの体験あかちゃん会」など、様々な事業を展開してきました。新たに区役所、港北区地域子育て支援拠点と妊娠期のための事業「両親教室」を行い、今まで関係が薄かった世代との関りを持ち子育て事業やケアプラザ祭りにも参加がありました。

また、区役所主催の子育て支援者会場、赤ちゃん会、離乳食教室の支援事業については場所の提供だけではなく、ケアプラザ広報紙、ホームページ、SNS を活用し広く情報提供することで運営をサポートしました。

### <障がい児・者支援事業>

区域で開催を続けてきた「こうほく・なつとも」、ケアプラザ6館で開催してきた「こうほく・からふる」が休止となる中、単館での「放課後くらぶスマイル」、高田地域ケアプラザと合同での外出余暇など障がい児・者余暇支援について、専門機関の協力を得ながら、参加対象やプログラム内容を検討し、幅広く開催しました。また自主事業だけではなく地域訓練会の活動支援や保護者との意見交換会を通じてニーズ把握に努めました。

専門機関とのネットワーク構築のために自立支援協議会の定例会にも積極的に出席をし、情報収集・意見交換を通じて、活動を支援する人材の発掘のための「障がい児の支援について考える」や「パニック障害って!？」をテーマにセミナーも開催しました。

周囲から見て分かりにくい精神障がい者（特に統合失調症）を対象とした精神保健サロン「かもみいる」を運営委員会と協力し、デザートづくりと茶話会を中心的な内容とし開催しました。

脳卒中等の後遺症による高次脳機能障がいへの理解を広めるため、家族の集いやカフェ、そしてセミナー等の開催を横浜市高次脳機能障害支援センターの協力のもと中途障害者地域活動センター港北根っこの会を中心に、区内ケアプラザ等の関係機関との共催で行いました。

また幼少期から学齢期の間転落や交通事故等により高次脳機能障害と診断された方々への地域での支援を行うことを目的とした事業では、特に支援が乏しい中学生以降の現状を考慮し、中学生から成人までを対象とした「にじいろ」という活動に若い世代のボランティアを紹介するなど継続的に支援しました。

### <小・中学校との関わり>

ケアプラザ祭（秋桜まつり）やケアプラザ文化祭では、吹奏楽部・合唱部・演劇部に出演を依頼し、部活動成果の披露の場とするなど、学校との連携を意識した事業を展開してきました。

小学生への自主事業としては、書道教室を町内会の会長を講師としてお招きし、またスタッフとして地域の書道経験者数名に協力依頼して開催しました。当日だけの縁ではなく、その後もケアプラザの貸館で活動している「書を楽しむ会」に子どもたちが入会するきっかけとなり、多世代交流の場へと繋がりました。

また、区役所主催の「子育て連絡会」にも積極的に参加し、「要保護児童対策地域協議会」や「北部児童相談所」との関りも作りました。地域で見守りが必要な小学生についても、教育委員会（スクールソーシャルワーカー）、学校長、学校支援コーディネーター、港北区社会福祉協議会と協働し支援を行っています。

### <友愛活動推進員との繋がり>

友愛活動推進員向けに、体操教室や口腔ケア講座などを開催し自己の健康管理と予防知識を得る

機会を設けました。その際、他地区で活動している老人クラブによる蕎麦試食会の協力もあり、気軽に話し合える集いの場づくりにもなりました。

<その他>

貸館の稼働状況は毎月述べ約 200 団体が利用し、利用人数は 2,000 人を超えています。(※令和元年度実績より) 開所当初は高齢者グループのみの活動が多数目立ちましたが、近年は特に未就学児を持つ若い世代や障がい児者の当事者・家族のグループの利用が目立つようになりました。

ボランティア登録者数も増え、現在は 40 名が個人登録をされています。内 12 名の方はよこはまシニアボランティアの登録者です。活動も様々でデイサービスでの整髪や話し相手、自主事業(サロン、障がい児支援)のお手伝いなど多岐に渡っています。地域支援でも、港北区社会福祉協議会で行っている「ガイドボランティア」や港北区地域子育て支援拠点での「子育てサポートシステム」への紹介も行いました。

#### 【居宅介護支援事業】

ケアマネジャー常勤 6 名、非常勤 1 名体制にて日吉地区とその周辺地域の利用者約 200 名とケアマネジメント契約を結んでいます。支援が難しいケースや緊急ケースにも迅速に対応するなど、各種専門機関、地域関係者とも連携し、利用者の自立支援を大前提とした利用者のためのケアプラン作成、ケアマネジメントに努めています。

また在宅生活の継続が難しくなったケースなどは入所施設等とも連携し、新たな生活の場への引き継ぎ業務も混乱なくスムーズに行いました。それぞれのケアマネジャーが持つキャリアなどから、磨くべきスキルに合わせた研修の機会を設け、在宅介護を担う中心的役割であることを自覚し、日々のケアマネジメント業務に努めています。

#### 【通所介護部門事業】

一般デイサービス 35 名、認知症デイサービス 9 名の定員で、あわせて平均約 36 名(令和元年度実績より)の利用者を日々受け入れ、利用者本位のサービスの提供を目標に運営を進めてきました。利用者またその家族がそれぞれ抱えている生活課題に沿って、ケアマネジャーやその他の介護サービス事業者と情報を共有するなど連携を図りながら、チームケアの一員として集団ケアにおける個別支援のあり方に着目しながらサービスの提供に努めてきました。

在宅生活が続けられるための支援(衣食住に沿った基本サービス)デイサービスだからこそ提供できるサービス(運動、レクリエーションサービス)を日々模索しながら、時代に合わせたサービス作りに励みます。(具体的なサービスメニューに関しては前項(6)通所介護等通所系サービス事業参照)

地域のボランティアの受け入れも積極的に行い、利用者の話し相手や整容介助、レクリエーションの補助などご協力を頂くとともに、よこはまシニアボランティアポイントの普及にも繋げました。また園児、小中学生の体験学習などの受け入れを行い、高齢者との交流の機会が希薄になりつつある世代への働きかけも継続的に行っています。

(2) 職員配置状況について

前期の指定期間における職員配置の実績を記載してください。

	所長	社会福祉士	保健師等	主任ケアマネジャー	包括加配職員	地域活動交流コーディネーター	生活支援コーディネーター
配置日数 365×3	1095	1095	1095	1095	1095	1095	1095
平成29年度 配置日数	365	365	365	334	365	365	365
平成30年度 配置日数	365	365	365	365	365	365	365
令和元年度 配置日数	365	365	365	365	365	365	365
実績日数 (3年間)	1095	1095	1095	1064	1095	1095	1095
各職充足率	100.00%	100.00%	100.00%	97.17%	100.00%	100.00%	100.00%
常勤職員 充足率	99.60%						

## 指定管理料提案書及び収支予算書 (横浜市日吉本町地域ケアプラザ)

### 1 指定管理料提案書

#### (1) 地域ケアプラザ運営事業

(単位：円)

項目	積算根拠	金額
賃金水準スライド 対象人件費 (非課税) ※1	内訳(地域ケアプラザ所長、地域活動交流コーディネーター、サブコーディネーター等のうち賃金水準スライド対象人件費)	9,966,250
賃金水準スライド 対象外人件費 (非課税)	内訳(地域ケアプラザ所長、地域活動交流コーディネーター、サブコーディネーター等のうち賃金水準スライド対象外人件費)	487,500
事業費(税込)	自主事業は地域や関係各所と共催で実施し、経費削減、採算性も重視していきます。金額は実績と事業計画をもとに算出しました。	450,000
事務費(税込)	金額は実績をもとに算出しました。	2,554,250
管理費(税込)	・光熱水費 3,800,000円 ・施設維持管理費(各種保守点検費) 2,500,000円	6,300,000
指定額	小破修繕費 474,000円	474,000
利用料金の活用	<介護保険収入等を充当する場合は記載してください。>	△
施設使用料相当額		△3,990,000
合 計		16,242,000

※1：(地域ケアプラザ所長基礎単価×配置予定人数(0.125人工)) + (地域ケアプラザ運営事業に係る正規雇用職員等基礎単価×配置予定人数) + (地域ケアプラザ運営事業に係る臨時雇用職員等基礎単価×配置予定人数)

## (2) 生活支援体制整備事業

(単位：円)

項目	積算根拠	金額
賃金水準スライド 対象人件費 (非課税) ※ 2	内訳(生活支援コーディネーターのうち賃金水準スライド対象人件費)	
賃金水準スライド 対象外人件費 (非課税)	内訳(生活支援コーディネーターのうち賃金水準スライド対象外人件費)	
事業費(税込)	金額は今後の事業計画を見据え算出しました。	
事務費(税込)	金額は今後の事業計画を見据え算出しました。	
利用料金の活用	<介護保険収入等を充当する場合は記載してください。>	
合 計		5,802,000

※ 2：生活支援体制整備事業に係る生活支援コーディネーター基礎単価×配置予定人数

## (3) 地域包括支援センター運営事業費

(単位：円)

項目	積算根拠	金額
賃金水準スライド 対象人件費 (非課税) ※ 3	内訳(地域ケアプラザ所長、地域包括支援センター職員等のうち賃金水準スライド対象人件費)	24,178,750
賃金水準スライド 対象外人件費 (非課税)	内訳(地域ケアプラザ所長、地域包括支援センター職員等のうち賃金水準スライド対象外人件費)	682,500
事業費(税込)	金額は今後の事業計画を見据え算出しました。	200,000
事務費(税込)	金額は実績及び今後の事業計画をもとに算出しました。	1,924,750
管理費(税込)	・光熱水費 100,000円 ・施設維持管理費(各種保守点検費) 750,000円	1,750,000

指定額	協力医謝金 630,000 円、小破修繕費 126,000 円	756,000
利用料金の活用	〈介護保険収入等を充当する場合は記載してください。〉	△
合 計		29,492,000

※3：(地域ケアプラザ所長基礎単価×配置予定人数(0.375人工)) + (地域包括支援センター運営事業に係る正規雇用職員等基礎単価×配置予定人数) + (地域包括支援センター運営事業に係る臨時雇用職員等基礎単価×配置予定人数)

(4) 一般介護予防事業

(単位：円)

項目	積算根拠	金額
事業費(税込)	区内でも広域で人口、高齢者ともに多く、特色ある事業を積極的に展開していきます。事業結核から算出しました。	154,000
合 計		154,000

2 収支予算書

(単位：円)

項目		4年度	5年度	6年度	7年度	8年度
内 訳	横浜市支払 想定額					
	地域ケアプラザ 運営事業(a)	16,242,000	16,242,000	16,242,000	16,242,000	16,242,000
	生活支援体制 整備事業(b)	5,802,000	5,802,000	5,802,000	5,802,000	5,802,000
	地域包括支援 センター運営 (c)	29,492,000	29,492,000	29,492,000	29,492,000	29,492,000
	一般介護予防 事業(d)	154,000	154,000	154,000	154,000	154,000
	合計(a)~(d)	51,690,000	51,690,000	51,690,000	51,690,000	51,690,000
介護保険 事業収入	介護予防支援事 業・第1号介護 予防支援事業	7,470,000	7,472,000	7,474,000	7,476,000	7,478,000
	居宅介護支援 事業	33,021,000	33,030,000	33,039,000	33,048,000	33,057,000
	通所系サービ ス事業	102,218,000	102,248,000	102,278,000	102,308,000	102,338,000
その他収入		8,652,000	8,652,000	8,652,000	8,652,000	8,652,000

収入合計 (A)		203,051,000	203,092,000	203,133,000	203,174,000	203,215,000
内 訳	人件費	130,714,570	131,760,286	132,814,368	133,478,439	134,145,831
	事業費	15,500,000	15,500,000	15,500,000	15,500,000	15,500,000
	事務費	20,300,000	20,300,000	20,300,000	20,300,000	20,300,000
	管理費	13,200,000	13,200,000	13,200,000	13,200,000	13,200,000
	消費税等	1,100,000	1,100,000	1,100,000	1,100,000	1,100,000
	その他	1,300,000	1,300,000	1,300,000	1,300,000	1,300,000
支出合計 (B)		182,114,570	183,160,286	184,214,368	184,878,439	185,545,831
収支 (A-B)		20,936,430	19,931,714	18,918,632	18,295,561	17,669,169

## 団体の概要

(令和3年2月24日現在)

<b>(ふりがな)</b> 団体名	(しゃかいふくしほうじん りょくほうかい) 社会福祉法人 緑峰会			
共同事業体又は中小企業等協同組合として応募している場合には、その名称を記入してください。				
<b>(ふりがな)</b> 名称	( )			
<b>所在地</b>	〒223-0056 横浜市港北区新吉田町 6051 番地  ※法人の場合は登記簿上の本店所在地を、任意団体の場合は代表者の住所をご記入ください。 (市税納付状況調査(様式8同意書による)に使用します)			
<b>設立年月日</b>	昭和 57 年 3 月 27 日			
<b>沿革</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 昭和 57 年 12 月 特別養護老人ホーム港北みどり園開設</li> <li>・ 平成 9 年 3 月 認知症高齢者グループホームちとせ開設</li> <li>・ 平成 12 年 2 月 横浜市高田地域ケアプラザ開設</li> <li>・ 平成 12 年 5 月 ショートステイセンターすいらん開設</li> <li>・ 平成 19 年 4 月 特別養護老人ホームグリーンライフ開設</li> <li>・ 平成 19 年 9 月 横浜市日吉本町地域ケアプラザ開設</li> </ul>			
<b>事業内容等</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 介護老人福祉施設 ・ 短期入所生活介護 ・ 認知症対応型共同生活介護</li> <li>・ 通所介護 ・ 居宅介護支援 ・ 地域包括支援センター</li> <li>・ 地域活動・交流 ・ 高齢者用市営住宅等生活援助員派遣事業</li> </ul>			
<b>財務状況</b>	年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
	総収入	1,557,062,177	1,547,093,462	1,572,816,534
	総支出	1,502,838,939	1,519,510,375	1,488,148,751
	当期収支差額	54,223,238	27,583,087	84,667,783
	次期繰越収支差額	1,039,089,412	1,066,672,499	1,151,340,282
<b>連絡担当者</b>	<b>【所属】</b> 社会福祉法人 緑峰会本部 <b>【氏名】</b> <span style="background-color: black; color: black;">XXXXXXXXXX</span> <b>【電話】</b> 045-592-7201 <b>【FAX】</b> 045-592-7203 <b>【E-mail】</b> <span style="background-color: black; color: black;">XXXXXXXXXX</span>			
<b>特記事項</b>				